### 「総長選任問題は |本庁 理 に、問 、 弁護· 関する判決の解説 士小 神社 本庁 Щ 尚史氏に 本来の姿を考へる② よる を

の 綱領 章 制 及び庁 定 の目 規との関 的 と敬神生 係 活

ゐます。 人の基本規則であると解説 範であり、「神社本庁庁規」は法 社本庁憲章」は団体の 受けて制定作業が開始されまし を整備充実され 社本庁憲章」は、 社実務提要』(神社本庁編)は、「 より、「宗教機能 昭和五十五年に制定された「神 「本庁機構に 庁規との関 係につい たいとの要望を 関する委員会\_ に関する規定」 昭和五十年三 基本的思 て 一神 し 規 神

ための 章」と「庁 神社本庁 目的に掲げる祭祀の 活動を推 は、 規 との関 このやうな 進 し、 法人の返 係 のもと \_ 運の

統

理

様

の

もとで

神

社界の真姿を顕現しよう

営は、 す。 社に対しても指導 の ものであるとして、 本来の活動を支えるため してきたので 包括下 神

の次の 憲章制 文章 定 に の 目 言 的 ιV 尽くさ は、 前 文後 れ てゐ 段

成文化、 確立 今日まで重要な懸案とされ を中心に運営されてきたが、 社 てきたの よって、 爾 遺憾 帯として、 の包 来、 整備 して本憲章を制定し、 括法 神社 なきを期 祇 ここにその大綱を は、 することであった。 の 祭祀 人とし 本庁 精神的統合の を継 本的 は、 するもので て、 不承する 記規範を 全 玉 規 神



ある。

営してきたが、 ふことです。 な精神規 (法人) の上に定めよう」 つまり、 範 を明文化 庁規を中 団体として大切 し 小 て、 に法 と 庁 人運 規

すが、第三条において次の通 社本庁憲章」では、 ゐます。 その使命を具 て神社本庁の目的を定めてゐま そして、全十九条からなる (体的 に謳ひあげ 前文に続 り、 7 神 11

践綱領を掲げて、 尊皇の 者の教化育成に当る。 研修、 教学を 及び氏子・ 社 興 本庁 神 は -職の養 その 崇 敬 神 敬 実

なく です。 実践 綱領 敬神生 」とは、 活の綱 領 言ふまで のこと B

### 経緯と本庁教学】 【『敬神生活の綱領』 制定 ま で の

て決議、 本庁設立十周年記念式典に に至るまでの十年間 「敬神生活の綱 制 定されました。 領 は は、 試行錯 そこ お 神 61 社

てゐます。 までの過 へた先人の

誤と苦

で

L

そ

程 の

に、

:社本庁

の基

礎

思 神

 $\mathcal{O}$ 

が込めら

れ

て、 態の中、 集約、 の その一つの集大成 て、「教学の刷新」が希求され、 年を目標 設立十周年を迎 向けて動 避けざるを得 さへ皇室の 占 するために 神社の官 綱領」でした。 神 領下にお 昭和二十七年に日 神社本庁 :社神道のあるべき姿を求 やうやく 具体化されてゆきました。 に、 神 き始めました。 制 設立さ :社 神 は、 御 廃 € √ な 、斯道 さまざまなことが て 事 止 は、 に られ 神 へる昭和三十一 ₹ 1 道 状況 が の 触 れ 道 の )「復興 、ふ非常 本が独立 道統 れることを 敬神 祝 ましたが、 指 でし 詞例 令 そして を護持 に た。 文に 生 の ょ 事 る 活 L

され、 の 係者の熱意が、 庁の目指 基盤となったのです。 この綱 そこに寄 領 すもの 制定 その後の諸 せられた斯界関 が に よって 対 外的に表 神 社 活 明 本

規範 神社本庁の基 る道統を護持してゆくため とは、「国史を貫いて不易」であ て憲章の各条文を読むと、 この神社本庁の歩みを踏 であることが理解され 本的規範、 、ます。 んの、 憲章 神 ま

法」です。いはば、神社本庁版の「自主憲

す。

書であると、明確に記してゐまの通り、統理が神社本庁の代表してゐますが、第五条では、次してゐますが、第五条では、次本庁の教学」について端的に記事が。

下の役員、その他の機関を置く。第五条 神社本庁に統理以

# 理し、これを代表する。 2 統理は、神社本庁を総

る。の機関については、規程で定めの機関については、規程で定める。第一項の役員、その他

理の りません。 もとに機能してゐるのです。「統 く神社本庁の諸活 つまり敬 もとに われわ 神尊皇 機 れ 能 は 肝 してゐること 一の教 に 銘じねばな は 文学に基 統理の づ

及び責任役員の務めです。

並、それに徹するのが代表役員動を支へるものでなければなら動を支へるものでなければなら

## 【「団体の役員」と「法人の役員」】

て制定された規程です。つまり、員規程)」のことで、憲章に併せの機関に関する規程(以下、役程」とは、「神社本庁役員その他程」との第五条三項にある「規

ح なります。 神社統合の する団体 法人(庁規の規定) の 役員規程 (古来の伝 寸 ع 体 憲章は · ・ の 根本規 の上に位置 |統に基づく セ ット 範と で、

名する。
名する。
というちから統理が指として、理事のうちから統理が指

判決は、間違へてゐます。の点の解釈も小川弁護士や一審規定されてゐるのですから、この役員条項(庁規第十二条)がこの役員表項(庁規第十二条)が

憲章の第十条一項です。 そして極めつけが、神社本庁

は、評議員会とする。 第十条 神社本庁の議決機

関

ないはずです。

役員会での議決による決定は、
でしての議決による決定は、
では、
では、
では、
では、
でのは、
では、
での議決による決定は、

ならない。 第十七条 庁規及び規程等 に単拠しなければ

たものとみなす。 則 この憲章に 庁規 3 及び ح 従 基 の て 規 施 定 程 行 め 等

ばならないのです。程は、この憲章に基づかなけれとあります。庁規以下の諸規

ければ有難いと思ひます。のあるべき姿を考へてきました。のあるべき姿を考へてきました。皆でのがるであるがのののののでであるがであるがのであるができません。

## 【「敬神尊皇」を想う】感想文コーナー

### 「形式的行為………

を読まれましたか? 長選任問題に関する判決の解説」 木2月号』に掲載されていた「総 はさまは、神社本庁発行『若

意見交換をしましょう!

りされた方も多かっ いでしょうか? は……役員会の ……統理による指名という行 という文章。 行はれる**形式的行為**にすぎない」 を実質的に決定するのは役員 本判決の最大の意義 その中にあった これには、 判断に基づい た は、 の びっく で 総 は て 為 会 長

式的行為」とは…。 まさか統理の「指名」を「形

まったのでしょうか。の教学」をどこへ忘れて来てし神社本庁の掲げる「敬神尊皇

いくら一審の判決文をうけてのこととはいえ、こうした「敬神尊皇の教学」をないがしろにした文章が、過去の『若木』にとな文章が、過去の『若木』に

まいます。平凡な私にもくださったことに感謝もしてしわかりやすい解説文を掲載してしかし一方で、こうした大変

### 「これはアカン!」

若 ─ そして、『花菖蒲ノ會会報』上で」 ─ 2月号』を読んでみてください。 さあ、皆さま。今一度、『若木 ─ とよくわかったからです。

# 

正反対のものです。り押し強制による権力維持とはを敬ふ態度であって、多数のご道義を守るのは、敬ふべきもの「国史を貫いて不易」」である

れることを期待します。正常に機能して本問題が解決さ憲章でさだめられた評議員会が、神社本庁の決議機関であると